

救急車適正利用のお願い

救急車や救急医療は限りある資源です。

次のような場合は、自家用車や介護タクシーなどの活用に、御理解と御協力をお願いします。

- (1) 寝たきりである、人手がないなどが理由の場合
- (2) 寝台車を利用すれば病院に行ける場合
- (3) 処方薬がない、予約日の受診のため、などの理由で
かかりつけ病院へ行く場合

など、緊急性が認められない場合。ただし、判断に迷った場合は、消防指令センター（ 2 1 - 3 2 4 0 ）に相談してください。

介護タクシー情報は、平塚市在宅医療・介護連携支援センターホームページ（<https://hmc-renkei.jp/>）で確認いただけます。

緊急時(119番通報にあたって)の確認事項

- (1) 「配置医師・主治医及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法」の書面はありますか？
無 ・ 有 記載内容を確認し、指示に沿って対応してください。
- (2) DNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示の書面はありますか？
無 ・ 有 記載内容を確認し、まずは協力病院やかかりつけ医師に相談のうえ、指示に沿って対応してください。

DNARの意思表示があった場合でも、救急隊は応急処置を何もしないで医療機関へ搬送することはできません。心肺蘇生法などの応急処置を実施することが、救急隊の業務とされています。御理解と御協力をお願いします。

- (3) 救急連絡シートの書面は記載されていますか？
無 ・ 有 書面を救急隊到着までに準備してください。

原則として「救急連絡シート」を速やかに救急隊に提出し、救急車への職員の同乗をお願いします。（やむを得ず、同乗困難な場合は、病院現地で職員や家族と合流できることを前提に、病院に搬送します。）

「救急連絡シート」は、救急隊が情報収集（転記）した後、施設職員に返却します。